

(証券コード 4281)
平成28年6月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社
代表取締役社長 矢 嶋 弘 毅

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成28年6月24日（金曜日）午後6時までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ折り返しご送付くださるか、またはインターネットウェブサイト(<http://www.evotote.jp/>)より議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

インターネットにより議決権を行使される場合は、後記「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（46頁から47頁まで）を必ずご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月27日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目4番1号
（恵比寿ガーデンプレイス内）
ウェスティンホテル東京 地下1階 桜
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第19期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査報告の件
 2. 第19期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役2名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 株式移転計画承認の件
 - 第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表ならびに第5号議案における他の株式移転完全子会社（株式会社アイレップ）の最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.dac.co.jp/irinfo/soukai/>) において掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
したがって、本添付書類に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.dac.co.jp/irinfo/>) において掲載することによりお知らせいたします。

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は緩やかな回復を続ける一方、株式市場の軟調な動きなどにより不透明感が強まる中で、消費マインドの低下が影響して個人消費が伸び悩み、企業においては在庫調整による生産抑制など、弱い動きが見られました。外需面では、中国をはじめとする新興国経済において引き続き不透明感が強いことに加え、資源価格下落の影響や米国の利上げによる経済の回復ペースへの影響もあり、不確実性が生じています。

上記のような経済環境のもと、日本の総広告費は2015年(平成27年)には伸び率は低下したものの、4年連続で前年実績を上回り、前年比100.3%の6兆1,710億円となりました。中でも、当社グループの主力事業が属するインターネット広告市場は当年度においても広告市場全体の伸びを上回る成長が続き、インターネット広告費は前年比10.2%増の1兆1,594億円となり、総広告費の18.8%を占める規模となりました。インターネット上の行動データや位置情報データなど、オンラインとオフラインのデータを共に活用するなど広告配信方法が多様化し、運用型広告費は前年比21.9%増の6,226億円と大きく増加しました(広告市場データは株式会社電通「2015年(平成27年)日本の広告費」によります)。

このような環境下において、当社グループは、PC、スマートデバイスともに動画コンテンツの視聴環境が拡がることにより、さらなる市場拡大が予想される動画広告への取り組みや、コミュニケーションメディア、キュレーションメディアなどの新しいメディアの成長が市場を牽引しているスマートデバイス広告への取り組みを推進してきました。また、グループ横断で顧客の目的を的確に達成するための取り組みを進め、データを活用した広告取引やグローバルでの取引推進に努めました。さらに、投資先の新規上場の影響もあり、インベストメント事業についても好調に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高は144,980,127千円（前年同期比23.4%増）、営業利益は5,062,187千円（前年同期比125.3%増）、経常利益は4,974,304千円（前年同期比97.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,026,564千円（前年同期比92.9%増）と大幅な増収増益となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等は1,424,097千円であり、その主なものはインターネット広告業務の効率化及び高度化を実現するためのインフラの構築であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において当社グループは、金融機関より借入金として3,059,426千円の資金調達を行いました。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社グループは、「エージェント」領域、「DAS (Diversified Advertising Service)」領域、「メディア」領域という3つの領域におきまして、デジタル社会におけるビジネスの拡大及び新しい広告サービスの形成・発展を目指しております。

「エージェント」領域におきましては、媒体社や広告主・広告会社のニーズに応える付加価値の高い広告商品・サービスの開発及び販売拡大を実現していくことが課題であります。「DAS」領域におきましては、インターネット広告に関するテクノロジーサポート、クリエイティブサービスやコンサルティングサービスの提供等、広告主・広告会社や媒体社のニーズに即した広告関連ソリューションサービスの充実が課題であります。「メディア」領域におきましては、価値の高い媒体の開発及びその継続的運営が課題であります。

さらに、当社グループを取り巻く環境は、スマートフォンやタブレットの急速な普及やコミュニケーションメディアの発展、アドテクノロジーの進展等、激しく変化しております。このような環境変化に適応した商品・サービスの開発、的確に対応する組織体制の構築、グループ経営基盤の強化及びグループ各社の連携による新規領域の開拓等が、当社グループの価値を高め、持続的な成長を実現するうえで重要な課題と考えております。

9. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 16 期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第 17 期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	第 18 期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	第 19 期 (当連結会計年度) 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売 上 高(千円)	96,319,867	105,335,780	117,463,668	144,980,127
営 業 利 益(千円)	1,658,135	1,980,827	2,246,396	5,062,187
経 常 利 益(千円)	1,704,512	2,017,512	2,518,191	4,974,304
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	804,684	2,022,664	1,050,685	2,026,564
1株当たり当期純利益(円)	16.57	41.66	21.64	41.73
総 資 産(千円)	31,344,755	37,499,834	43,897,825	54,252,635
純 資 産(千円)	16,472,800	20,045,060	22,998,601	25,437,911

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づいて算出しております。
2. 当社は平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い、第16期以降の1株当たり当期純利益は当該株式分割が第16期連結会計年度期首に行われたと仮定して算定しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

(1) 重要な親会社の状況

当社の親会社は、㈱博報堂D Yホールディングスであり、当連結会計年度末時点で当社の株式を間接的に27,769千株（議決権比率57.2%）保有しております。なお、当社株式の直接の保有先である㈱博報堂D Yメディアパートナーズ及び㈱博報堂（いずれも㈱博報堂D Yホールディングスの100%子会社）は、当社のインターネット広告等の販売先であります。

(2) 親会社との間の取引に関する事項

- ① 当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項
独立当事者間取引を前提に市場価値等を勘案し、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、また、金利は市場金利を勘案して合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。
- ② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
当社は、当該取引をするにあたり、親会社から独立性を有する社外取締役の意見も得ながら、取締役会における多面的な議論を経た上で決定しており、また、具体的な取引条件等に鑑みても、当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。
- ③ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)プラットフォーム・ワン	250,000	100.0	オンライン広告取引のプラットフォームサービスの提供
(株)アド・プロ	65,000	100.0	広告掲載に関する送稿他の管理進行業務
(株)トーチライト	50,004	70.0	ソーシャルグラフマーケティングの総合支援サービス
(株)博報堂アイ・スタジオ	260,000	60.0	各種サイト・コンテンツの企画、制作事業、システム開発事業、CRM事業
(株)アイレップ	550,640	57.6	リスティング広告、SEO、WEB解析等のSEM関連サービス事業
ユナイテッド(株)	2,921,871	44.4	スマートフォンメディア事業を柱としたメディア事業と広告プラットフォーム事業を柱としたRTB広告事業
北京迪愛慈広告有限公司	447,000	50.1	中国におけるインターネット広告事業
DAC ASIA PTE. LTD.	691,980	100.0	東南アジア地域における、インターネット広告の戦略立案、事業開発、市場リサーチ、グループ各社のアジア進出の支援

- (注) 1. 当社は平成27年10月1日を効力発生日として当社の100%子会社である(株)アイメディアドライブを吸収合併消滅会社、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併を行いました。
2. 当社は平成28年3月30日を効力発生日として当社の100%子会社である(株)Bumblebeeを吸収合併消滅会社、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併を行いました。

11. 企業集団の主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

- (1) インターネット等デジタルネットワーク上の広告スペースの購入、販売、斡旋及びその企画ならびにコンサルティング
- (2) インターネット等デジタルネットワークを利用した広告、マーケティング、プロモーション及びパブリックリレーションズ活動の企画、運営ならびにコンサルティング
- (3) インターネット等デジタルネットワーク上の広告に関する効果の調査受託
- (4) インターネット等デジタルネットワークを利用した広告に関する情報提供サービス及び研究開発
- (5) インターネット等デジタルネットワークを利用した広告に関する情報システム及びその広告の購入、販売、斡旋業務に関連する情報システムの販売
- (6) インターネット等デジタルネットワークに関連した事業の企画及びコンサルティングならびに情報システムの販売
- (7) インターネット等デジタルネットワークを利用した広告の購入、販売、斡旋業務に関連する業務受託
- (8) インターネットのサイトの企画、設計、制作、アクセス分析、サーチエンジン対策、運用
- (9) インターネットコンテンツ（インターネット上の広告及び動画等）に関する企画及び制作
- (10) ファンドの設立、運営を通じた、有望なベンチャー企業の発掘、育成ならびに価値創造
- (11) 株式及び有価証券への投資ならびにその保有、運用及び売買

12. 企業集団の主要拠点等（平成28年3月31日現在）

(1) 当社の主要拠点

本	社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号						
関	西	支	社	大阪府大阪市北区堂島一丁目2番5号				
ニ	ュ	ー	ヨ	ーク	事	務	所	55 Broad Street New York, USA

(2) 子会社の主要拠点

(株)プラットフォーム・ワン	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
(株)アド・プロ	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
(株)トーチライト	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
(株)博報堂アイ・スタジオ	東京都千代田区有楽町一丁目10番1号
(株)アイレップ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
ユニテッド(株)	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
北京迪愛慈广告有限公司	中華人民共和国北京市朝阳区東方東路 19号院5号楼
DAC ASIA PTE. LTD.	105 Cecil Street The Octagon 24-02 Singapore

13. 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

所在地別	従業員数	前連結会計年度末比増減
日本	1,649名 (179)	230名増 (7名減)
北米	1名 (-)	5名減 (-)
アジア	230名 (4)	40名減 (-)
合計	1,880名 (183)	185名増 (7名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数を () 内に外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べて185名増加しているのは、主に業務拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
375名	84名増	31歳9ヵ月	3年10ヵ月

14. 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入残高
(株) 三菱東京UFJ銀行	3,800,000千円
(株) みずほ銀行	740,277千円
(株) 三井住友銀行	408,139千円

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 当社の会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	矢 嶋 弘 毅	社長執行役員CEO ㈱博報堂DYメディアパートナーズ取締役 ユナイテッド㈱取締役 ㈱アイレップ取締役
取 締 役	島 田 雅 也	常務執行役員COO社長補佐 ユナイテッド㈱取締役 ㈱アイレップ取締役 ㈱博報堂アイ・スタジオ取締役
取 締 役	徳 久 昭 彦	常務執行役員CMOプロダクト開発担当 ユナイテッド㈱取締役 ㈱博報堂アイ・スタジオ取締役
取 締 役	大 塔 達 也	常務執行役員CFO経営管理・戦略統括・リスク管理 担当 ユナイテッド㈱取締役
取 締 役	寺 井 久 春	執行役員DACアジア担当
取 締 役	高 梨 秀 一	執行役員CROメディアサービス・テクノロジーサー ビス担当 ユナイテッド㈱取締役 ㈱アイレップ取締役
取 締 役	野 沢 直 樹	
取 締 役	三 神 正 樹	㈱博報堂執行役員 ㈱博報堂DYメディアパートナーズ執行役員 ㈱アイレップ取締役
取 締 役	五 十 嵐 真 人	㈱博報堂DYメディアパートナーズ取締役執行役員
取 締 役	渡 部 恒 弘	シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン㈱ 会長
常 勤 監 査 役	進 藤 一 馬	
監 査 役	西 岡 正 紀	㈱博報堂DYホールディングス取締役執行役員 ㈱博報堂執行役員 ㈱読売広告社取締役
監 査 役	水 上 洋	弁護士 エレマテック㈱社外監査役 GMOクラウド㈱社外取締役（監査等委員） ㈱三栄コーポレーション社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役渡部恒弘は、社外取締役であります。
 2. 監査役進藤一馬及び水上洋は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役渡部恒弘及び監査役水上洋を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役進藤一馬は、広告ビジネスの実務から経営管理にわたる幅広い経験・知見、ITに関する見識を有しております。
 5. 監査役西岡正紀は、長年にわたり経営管理業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役水上洋は、企業法務分野に精通した弁護士として豊富な知識と経験を有しております。
 7. 取締役五十嵐真人は、平成27年6月24日開催の第18期定時株主総会において取締役に選任され、当社取締役就任いたしました。

8. 取締役渡部恒弘は、平成27年6月24日をもって当社監査役を任期満了により退任するとともに、同日開催の第18期定時株主総会において取締役に選任され、当社取締役に就任いたしました。
9. 取締役今泉智幸は、平成27年6月24日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって当社取締役を任期満了により退任いたしました。
10. 監査役水上洋は、平成27年6月24日開催の第18期定時株主総会において監査役に選任され、当社監査役に就任いたしました。
11. 取締役高梨秀一は、平成27年12月18日をもって㈱アイレップの取締役に就任いたしました。
12. 取締役三神正樹は、平成27年6月18日をもって㈱博報堂アイ・スタジオの取締役を任期満了により退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	7名	252,597千円
監 査 役	3名	16,500千円
合計	10名	269,097千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額は、平成21年2月26日開催の第12期定時株主総会において、取締役に対する業績連動賞与を含めて年額5億円以内（内社外取締役は年額50,000千円以内）で、かかる取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものと決議されました。
2. 監査役の報酬等の額は、平成12年2月29日開催の第3期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議され、平成21年2月26日開催の第12期定時株主総会において、監査役に対する賞与もかかる監査役の報酬額に組み込むものと決議されました。
3. 平成21年2月26日開催の第12期定時株主総会において、上記(注)1の報酬額とは別枠で、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額は、年額2億円以内（社外取締役は除く。）とし、平成19年2月27日開催の第10期定時株主総会において決議された税制適格型ストックオプションとしての新株予約権に加え、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することができる旨変更することが決議されました。
4. 平成19年2月27日開催の第10期定時株主総会において上記(注)2の報酬額とは別枠で、監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額は年額25,000千円以内とし、税制適格型ストックオプションとしての新株予約権を発行することができる旨決議されました。
5. 取締役及び監査役に対する報酬等の額には賞与、役員退職慰労引当金の繰入額及びストックオプションによる報酬額を含めております。
6. 上記のほか、使用人兼務取締役に対し使用人分給与を18,166千円及び使用人分給与を8,360千円支給しております。

4. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係（平成28年3月31日現在）

地位	氏名	兼職先	当社との関係
取締役	渡部 恒 弘	シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン(株)会長	特別の関係はありません。
監査役	水 上 洋	弁護士 エレマテック(株)社外監査役 GMOクラウド(株)社外取締役（監査等委員） (株)三栄コーポレーション社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。

(2) 主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	渡部 恒 弘	取締役就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、監査役在任中に開催された取締役会2回及び監査役会3回全てに出席し、主に経営管理の観点から必要な発言を適宜行っております。
監査役	進 藤 一 馬	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回全てに出席し、主に経営管理の観点から必要な発言を適宜行っております。
監査役	水 上 洋	監査役就任以降に開催された取締役会10回のうち9回及び監査役会10回全てに出席し、主に企業法務の観点から必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員の報酬等の総額

社外役員に対する当事業年度に係る報酬等の総額は、21,000千円（3名）であります。

- (4) 当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度において受けた役員としての報酬等の総額
19,199千円

Ⅲ 当社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 90,000,000株
2. 発行済株式の総数 53,442,300株（自己株式4,864,900株を含む）
3. 株主数 8,384名
4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
㈱博報堂DYメディアパートナーズ	23,269,500株	47.9%
㈱博報堂	4,500,000株	9.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口)	1,127,700株	2.3%
㈱東急エージェンシー	1,000,000株	2.1%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	783,900株	1.6%
日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口)	769,600株	1.6%
モルガン・スタンレーMUFU証券㈱	635,294株	1.3%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	480,000株	1.0%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCOUNTS MILMFE	429,900株	0.9%
楽天証券㈱	326,300株	0.7%

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が4,864,900株あります。
2. 持株比率は自己株式（4,864,900株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV 当社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している新株予約権等の状況（平成28年3月31日現在）

	新株予約権		
発行決議	平成21年2月26日	平成22年2月25日	平成23年6月28日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行価額	27,888円	28,439円	33,196円
行使価額	1円	1円	1円
新株予約権の数	616個	868個	732個
目的となる株式の数	61,600株	86,800株	73,200株
行使条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
行使期間	自 平成21年3月25日 至 平成51年3月24日	自 平成22年3月20日 至 平成52年3月19日	自 平成23年7月20日 至 平成53年7月19日
取締役	6名	6名	6名
社外取締役	一名	一名	一名
監査役	一名	一名	一名

	新株予約権		
発行決議	平成24年6月27日	平成25年3月27日	平成25年6月26日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行価額	13,875円	16,100円	61,300円
行使価額	1円	420円	1円
新株予約権の数	740個	960個	626個
目的となる株式の数	74,000株	96,000株	62,600株
行使条件	(注) 2	(注) 1	(注) 2
行使期間	自 平成24年7月19日 至 平成54年7月18日	自 平成27年3月28日 至 平成32年3月27日	自 平成25年7月20日 至 平成55年7月19日
取締役	6名	6名	6名
社外取締役	一名	一名	一名
監査役	一名	一名	一名

	新株予約権		
発行決議	平成26年5月28日	平成26年6月25日	平成27年6月24日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行価額	100円	35,600円	36,200円
行使価額	399円	1円	1円
新株予約権の数	6,840個	778個	794個
目的となる株式の数	684,000株	77,800株	79,400株
行使条件	(注) 1、3	(注) 2	(注) 2
行使期間	自 平成30年7月1日 至 平成33年6月30日	自 平成26年7月19日 至 平成56年7月18日	自 平成27年7月18日 至 平成57年7月17日
取締役	6名	6名	6名
社外取締役	一名	一名	一名
監査役	一名	一名	一名

- (注) 1. 権利行使時において、当社または当社の子会社、関連会社の役員（含む監査役）もしくは使用人であることを要件とします。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
2. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
3. 平成30年3月期において、営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいう。）が35億円を超過した場合に限り、新株予約権を行使することができます。
4. 当社は、平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数及び行使時の1株当たりの払込金額（行使価額）がそれぞれ分割割合に応じて調整されております。

2. 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

	新株予約権
発行決議	平成27年6月24日
目的となる株式の種類	普通株式
発行価額	36,200円
行使価額	1円
新株予約権の数	194個
目的となる株式の数	19,400株
行使条件	(注)
行使期間	自 平成27年7月18日 至 平成57年7月17日
執行役員	6名
従業員	一名

(注) 当社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査を有限責任 あずさ監査法人に委嘱しております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| (1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 35,000千円 |
| (2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 59,900千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため(1)の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ユナイテッド㈱は、当社の会計監査人以外の監査法人である監査法人アヴェンティアの監査を受けております。
3. 当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である合意された手続業務を委託し報酬を支払っております。
4. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。

VI 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針としての「内部統制システム構築の基本方針」は、以下の通りであります。（最終改訂 平成28年4月27日）

- (1) 当社およびその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という）の取締役および使用人の職務の執行が法令、定款、社内規程に適合するよう「DACグループ行動指針」および「DACグループ遵守事項」を定める。
 - ② 当社グループ自らが主体的に不正行為の早期発見と是正を図るため、社内（「コンプライアンス・ハラスメントホットライン規程」に定める通報窓口）および社外（顧問弁護士）に情報提供ができる「コンプライアンス・ハラスメントホットライン」を設置する。
 - ③ 当社は、内部監査部門を設置し、当社グループにおける法令等の遵守状況を監査し、その結果を取締役会および監査役へ報告する。
 - ④ 当社は、金融商品取引法の定めにもとづき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制に係る報告体制を整備し、有効かつ効率的な運用および評価を実施する。
 - ⑤ 当社グループは、企業の社会的責任の観点から外部専門機関とも連携し、反社会的勢力・団体に対しては毅然と対応するとともに、一切の関係を持たない。
 - ⑥ 当社の子会社においても、その規模および特性等を踏まえ、当社の規程その他の体制に準じた規程等を制定し、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制
 - ① 当社は、取締役の職務の執行に係る情報に関して、法令ならびに「文書管理規程」等の社内規程にもとづき保存および管理体制を構築する。取締役および監査役は、随時、これらの情報を閲覧できる。
 - ② 当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理体制の強化を図るべく、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得するとともに、「ISO/IEC27001」の認証基準における要求事項に適合した体制を確立し、これを整備・改善する。

- (3) 当社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、「リスクマネジメント規程」にもとづき「リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、当社グループのリスク管理を担当する役員を置き、当社グループの損失の危険を管理する体制を構築する。
 - ② 当社は、経営上ならびに事業上の様々なリスクに対応するため、「リスクマネジメント委員会」の分科会として「グループ内部統制分科会」、「業務品質管理分科会」、「情報セキュリティ分科会」および「事業継続分科会」を設置する。
 - ③ 当社の子会社においても、その規模および特性等を踏まえ、当社の規程その他の体制に準じた規程等を制定し、損失の危険等の管理に係る体制を整備する。
- (4) 当社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、執行役員制度を採用し、取締役会の意思決定・監督機能の強化、業務執行の効率化を図る。
 - ② 当社は、「取締役会規程」にもとづき原則月1回取締役会を開催し、法令または定款で定められた事項および経営上の重要事項を決定するとともに、当社グループの業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行う。
 - ③ 当社は、取締役会で決定した方針にもとづき、効果的な職務執行が行われるよう、執行役員が出席する経営戦略会議を原則週1回開催し、当社グループの業務執行状況や事業環境の分析・将来予測、投資判断等に関する十分な議論を行う。
 - ④ 当社は、「組織規程」および「職務権限規程」を制定し、組織、指揮命令関係、業務分掌等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図る。
 - ⑤ 当社の子会社においても、その規模および特性等を踏まえ、当社の規程その他の体制に準じた規程等を制定し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、当社グループ各社に対して取締役または監査役を派遣し、その一部を兼任させる等により、当社グループの取締役等の職務執行を監督または監査するとともに、当社グループの取締役等から当社に対する報告体制を設ける。

- ② 当社は、当社グループ各社との間で「月次グループ社長会」等の会議を定期的に開催して重要な情報を共有するほか、一定の重要な意思決定については「関係会社管理規程」にもとづき、当社への事前報告を求める。
 - ③ 当社は、当社の内部監査部門による当社グループへの監査を行う。
 - ④ 当社は、当社の親会社およびその子会社、関連会社との取引を行う場合には、独立当事者間取引を前提に、公正な市場価値にもとづき、適正かつ適法にこれを行う。
- (6) 当社の監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
- 当社は、「監査役補助体制規程」にもとづき、監査役会事務局を設置するとともに、監査役会事務局には、監査役職務を補助すべき使用人を必要と認められる人数配置し、監査役職務を補助する。
- (7) 当社の監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、「監査役補助体制規程」にもとづき、監査業務の補助を行う使用人に対して、監査役指揮命令の下でその業務を補助させるものとし、その人事異動、人事評価および懲戒処分は、監査役事前の同意を得たうえで行う。
- (8) 当社およびその子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループにおける取締役および使用人は、「監査役報告体制規程」にもとづき、当社の監査役に対して、法定の報告のみならず、当社グループの業績等、当社グループの業務状況について、定期的または当社の監査役からの要請に応じて報告を行う。
 - ② 当社グループにおいて、法令・定款・重大な社内規程に対する違反や著しい損害を与え、またはそのおそれがある事実を知った場合は、当社グループの取締役または使用人は、当社の監査役に報告する。
 - ③ 当社は、取締役会および重要な会議体へ監査役の出席を求め、監査役がこれらの会議体において、随意、報告を求めることができる体制を確保する。
 - ④ 当社は、内部監査部門が実施した監査結果を定期的に当社の監査役に報告する。
 - ⑤ 当社は、「コンプライアンス・ハラスメントホットライン」を通じて、当社グループにおける取締役および使用人が当社の監査役に直接通報できる体制を整備する。

- (9) 当社の監査役に報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役に対して報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する規程等を定め、適正に対応する。
- (10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
- (11) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会等の重要な会議体に出席し、必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができる。
 - ② 監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査部門、各事業部門、当社グループの取締役および監査役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役職務の執行

当事業年度において、取締役会は12回開催しており、法令または定款で定められた事項および経営上の重要事項を決定するとともに、当社グループの業務執行に関する報告を受け、取締役職務の執行の監督を行っております。

(2) 監査役職務の執行

当事業年度において、監査役会は13回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会等の重要な会議への出席や、代表取締役、会計監査人、内部監査部門、各事業部門、当社グループの取締役および監査役等との情報交換を行い、取締役職務の執行の監査をしております。

(3) リスク管理およびコンプライアンス

「リスクマネジメント規程」にもとづき「リスクマネジメント委員会」を開催し、当社グループの損失の危険を管理しております。

また、当社グループ自らが主体的に不正行為の早期発見と是正を図るため、「コンプライアンス・ハラスメントホットライン」を設置し、全従業員に周知徹底しております。

3. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、現時点において、標記の基本方針は定めておりません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	43,765,376	流 動 負 債	27,562,214
現金及び預金	15,451,512	買掛金	16,955,324
受取手形及び売掛金	20,189,804	短期借入金	4,100,000
営業投資有価証券	5,831,435	1年内返済予定の長期借入金	222,584
その他	2,316,393	未払金	1,412,536
貸倒引当金	△23,768	未払法人税等	1,099,237
固 定 資 産	10,487,259	賞与引当金	983,261
有 形 固 定 資 産	903,533	役員賞与引当金	98,682
建物	533,668	その他	2,690,588
器具備品	357,533	固 定 負 債	1,252,509
その他	12,331	長期借入金	845,082
無 形 固 定 資 産	2,534,515	その他	407,427
のれん	753,326	負 債 合 計	28,814,724
ソフトウェア	1,234,844	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	411,491	株 主 資 本	14,388,044
その他	134,853	資本金	4,031,837
投 資 そ の 他 の 資 産	7,049,210	資本剰余金	4,961,790
投資有価証券	5,279,573	利益剰余金	7,006,457
差入保証金	1,281,073	自己株式	△1,612,040
その他	504,248	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,318,192
貸倒引当金	△15,684	その他有価証券評価差額金	2,070,176
資 産 合 計	54,252,635	為替換算調整勘定	248,015
		新株予約権	223,757
		非支配株主持分	8,507,917
		純 資 産 合 計	25,437,911
		負 債 純 資 産 合 計	54,252,635

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		144,980,127
売 上 原 価		124,424,985
売 上 総 利 益		20,555,142
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,492,955
営 業 利 益		5,062,187
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,836	
受 取 配 当 金	13,188	
補 助 金 収 入	20,935	
そ の 他	23,807	73,767
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,953	
為 替 差 損	52,206	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	80,580	
そ の 他	9,910	161,650
経 常 利 益		4,974,304
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	360,244	
そ の 他	41,019	401,263
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	162,336	
減 損 損 失	116,270	
固 定 資 産 除 却 損	105,946	
そ の 他	128,816	513,369
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,862,199
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,587,923	
法 人 税 等 調 整 額	△60,747	1,527,175
当 期 純 利 益		3,335,023
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		1,308,459
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2,026,564

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,031,837	3,183,953	7,876,217	△1,625,008	13,467,000
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額		2,101,575	△2,474,028		△372,453
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	4,031,837	5,285,528	5,402,189	△1,625,008	13,094,547
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△388,519		△388,519
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,026,564		2,026,564
持 分 法 の 適 用 範 囲 の 変 動			△33,777		△33,777
自 己 株 式 の 処 分		△1,555		12,967	11,412
連 結 子 会 社 の 増 資 に よ る 持 分 の 増 減		30,920			30,920
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減		△8,229			△8,229
連 結 子 会 社 の 自 己 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減		△326,527			△326,527
連 結 子 会 社 の 新 株 予 約 権 の 行 使 に よ る 持 分 の 増 減		△18,346			△18,346
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△323,737	1,604,267	12,967	1,293,497
当 期 末 残 高	4,031,837	4,961,790	7,006,457	△1,612,040	14,388,044

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	1,367,197	381,686	1,748,884	197,981	7,584,736	22,998,601
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額					△2,103	△374,556
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	1,367,197	381,686	1,748,884	197,981	7,582,632	22,624,044
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△388,519
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						2,026,564
持 分 法 の 適 用 範 囲 の 変 動						△33,777
自 己 株 式 の 処 分						11,412
連 結 子 会 社 の 増 資 に よ る 持 分 の 増 減						30,920
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減						△8,229
連 結 子 会 社 の 自 己 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減						△326,527
連 結 子 会 社 の 新 株 予 約 権 の 行 使 に よ る 持 分 の 増 減						△18,346
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	702,979	△133,671	569,308	25,776	925,285	1,520,369
当 期 変 動 額 合 計	702,979	△133,671	569,308	25,776	925,285	2,813,867
当 期 末 残 高	2,070,176	248,015	2,318,192	223,757	8,507,917	25,437,911

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,270,358	流 動 負 債	15,926,588
現金及び預金	3,760,621	買掛金	10,351,408
売掛金	9,797,711	短期借入金	3,000,000
営業投資有価証券	2,902,413	1年内返済予定の長期借入金	200,000
その他	809,612	未払金	670,027
固 定 資 産	12,960,982	未払法人税等	199,412
有 形 固 定 資 産	444,545	賞与引当金	301,000
建物	208,004	役員賞与引当金	90,000
器具備品	228,156	その他	1,114,739
その他	8,385	固 定 負 債	1,092,749
無 形 固 定 資 産	1,114,221	長期借入金	800,000
のれん	39,448	長期未払金	282,308
ソフトウェア	690,863	その他	10,441
ソフトウェア仮勘定	358,333	負 債 合 計	17,019,337
その他	25,576	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	11,402,215	株主資本	11,312,259
投資有価証券	840,110	資本金	4,031,837
関係会社株式	9,827,101	資本剰余金	3,182,397
差入保証金	392,958	資本準備金	2,471,549
その他	342,044	その他資本剰余金	710,847
資 産 合 計	30,231,340	利益剰余金	5,712,235
		その他利益剰余金	5,712,235
		繰越利益剰余金	5,712,235
		自己株式	△1,614,211
		評価・換算差額等	1,680,698
		その他有価証券評価差額金	1,680,698
		新 株 予 約 権	219,045
		純 資 産 合 計	13,212,003
		負 債 純 資 産 合 計	30,231,340

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		88,326,498
売 上 原 価		80,631,706
売 上 総 利 益		7,694,791
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,093,896
営 業 利 益		1,600,895
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,880	
受 取 配 当 金	528,192	
そ の 他	8,878	543,950
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,427	
為 替 差 損	37,971	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	10,331	60,730
経 常 利 益		2,084,115
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19,459	
そ の 他	30	19,489
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	382,325	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	119,395	
そ の 他	39,819	541,540
税 引 前 当 期 純 利 益		1,562,065
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	472,166	
法 人 税 等 調 整 額	△31,610	440,556
当 期 純 利 益		1,121,509

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	4,031,837	2,471,549	712,403	3,183,953	4,979,245	4,979,245	△1,623,030	10,572,006
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△388,519	△388,519		△388,519
当 期 純 利 益					1,121,509	1,121,509		1,121,509
自己株式の処分			△1,555	△1,555			8,818	7,262
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	△1,555	△1,555	732,990	732,990	8,818	740,252
当 期 末 残 高	4,031,837	2,471,549	710,847	3,182,397	5,712,235	5,712,235	△1,614,211	11,312,259

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,250,988	1,250,988	185,322	12,008,317
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△388,519
当 期 純 利 益				1,121,509
自己株式の処分				7,262
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	429,710	429,710	33,723	463,433
当期変動額合計	429,710	429,710	33,723	1,203,686
当 期 末 残 高	1,680,698	1,680,698	219,045	13,212,003

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 輝 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 村 久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社アイレップは平成28年5月11日開催の両社取締役会において、平成28年10月3日（予定）を効力発生日として、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となるD.A. コンソーシアムホールディングス株式会社を設立することについて決議し、株式移転計画書を共同で作成した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 輝 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 村 久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社アイレップは平成28年5月11日開催の両社取締役会において、平成28年10月3日（予定）を効力発生日として、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となるD. A. コンソーシアムホールディングス株式会社を設立することについて決議し、株式移転計画書を共同で作成した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年 5 月25日

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 進 藤 一 馬 ㊟

監 査 役 西 岡 正 紀 ㊟

監 査 役 水 上 洋 ㊟

(注) 常勤監査役進藤一馬、監査役水上洋は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

第19期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき12円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、582,928,800円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営体制の強化のため、現行定款第25条の役付取締役取締役会長を追加するとともに、第23条及び第26条の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第1条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長</u>に欠員または事故があるときは、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>また、取締役会長および取締役社長に欠員または事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、<u>取締役会長1名</u>および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役)</p> <p>第26条 取締役社長は、<u>当会社を代表し</u>会社の業務を執行する。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議をもつて、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定する<u>ことができ</u>る。</p> <p>第27条～第51条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第26条 (削 除)</p> <p>当社は、取締役会の決議によつて、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定する。</p> <p>第27条～第51条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役寺井久春氏は辞任されます。

つきましては、当社の経営基盤の強化・充実を図るため取締役を1名増員し、新たに取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	とよ ふく なお き 豊 福 直 紀 (昭和44年5月28日生)	平成4年4月 株式会社博報堂入社 平成12年10月 当社入社 e-ビジネス本部事業開発部長 平成20年2月 当社執行役員戦略統括本部副本部長 平成23年4月 当社執行役員メディア本部副本部長 平成24年4月 当社執行役員メディア本部長 平成26年4月 当社執行役員メディアサービス本部長 平成28年4月 当社執行役員CRO(現任)	18,000株
2	にし むら みち なり 西 村 行 功 (昭和38年3月28日生)	昭和60年4月 立石電機株式会社(現オムロン株式会社)入社 平成4年7月 株式会社コーポレイト ディレクション入社 平成6年1月 CSC Index, Inc.(米国法人)入社 平成9年10月 株式会社グリーンフィールド コンサルティング代表取締役(現任) 平成13年9月 オムロン株式会社アドバイザー ボードメンバー (重要な兼職の状況) 株式会社グリーンフィールド コンサルティング 代表取締役	—

- (注) 1. 取締役候補者は、いずれも新任候補者になります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 西村行功氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の西村行功氏の選任理由は以下のとおりであります。
西村行功氏は、企業コンサルティングにおける長年の経験と幅広い知見を有しており、これを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 西村行功氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役進藤一馬氏は辞任されます。

つきましては、監査体制の充実・強化を図るため監査役を1名増員し、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者寺井久春氏及び森嶋士郎氏は、監査役進藤一馬氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	寺井久春 (昭和31年3月7日生)	昭和54年4月 三菱電機株式会社入社 昭和63年5月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成10年7月 UBS信託銀行株式会社入行 平成12年6月 当社入社 平成12年7月 当社取締役経営企画室長 平成12年10月 当社取締役経営管理本部長 (兼) e-ビジネス本部長 平成14年2月 当社取締役執行役員 経営管理本部長 平成24年1月 当社取締役執行役員 リスク管理担当 平成26年4月 当社取締役執行役員ASEANビジネス担当 平成27年4月 当社取締役執行役員DACアジア担当 平成28年4月 当社取締役（現任） (平成28年6月27日退任予定)	137,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	もりしましろう 森嶋士郎 (昭和30年9月11日生)	昭和54年4月 株式会社博報堂入社 平成11年12月 同社新聞局新聞五部長 平成15年4月 同社新聞局新聞三部長 平成15年12月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ新聞局新聞三部長 平成18年4月 同社新聞局長代理(兼)新聞三部長 平成19年6月 株式会社mediba代表取締役副社長 平成23年6月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズi-メディア局長代理 平成24年3月 一般社団法人インターネット広告推進協議会(現一般社団法人日本インタラクティブ広告協会)専務理事 平成27年10月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ新聞局(現任) (平成28年6月26日退社予定)	1,500株

- (注) 1. 監査役候補者は、いずれも新任候補者になります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 森嶋士郎氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の森嶋士郎氏の選任理由は以下のとおりであります。
森嶋士郎氏は、広告ビジネスの実務における幅広い経験・知見等を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
5. 森嶋士郎氏は、現在及び過去5年間において、当社の特定関係事業者である株式会社博報堂DYメディアパートナーズの業務執行者であります。同氏の当社における現在及び過去5年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。また、同氏は、過去2年間に当社から使用人としての給与等の支給を受けております。なお、同氏は平成28年6月26日に、同社を退社する予定です。
6. 寺井久春氏と森嶋士郎氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。

第5号議案 株式移転計画承認の件

議案の内容につきましては、同封の「(第19期定時株主総会)株主総会参考書類第5号議案 別冊1」及び「別冊2」に記載のとおりであります。

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役の進藤一馬氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
進藤 一馬	平成25年6月 当社常勤監査役(現任)

以上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月24日（金曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

【システム等に関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

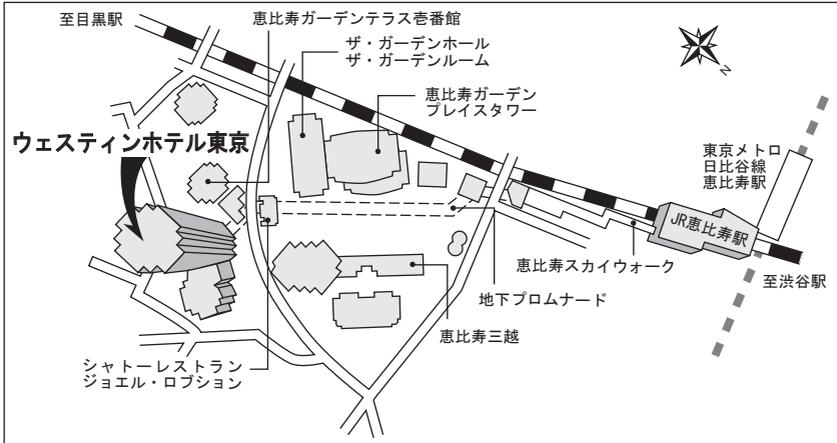
電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会会場ご案内図

東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内）

ウェスティンホテル東京 地下1階 桜

電話 (03)5423-7000（代表）



（会場への交通機関）

● JR「恵比寿駅」下車

東口より「恵比寿スカイウォーク」（動く歩道）経由で約10分

● 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車

1番出口（JR方面）より「恵比寿スカイウォーク」（動く歩道）
経由で約13分

◎雨天の場合は、屋根付きの「恵比寿スカイウォーク」（動く歩道）終点から上記ご案内図中で点線で示した地下道を経由することにより、傘などを使用せずにご来場いただくことができます。

◎当日は駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮願います。

(第19期定時株主総会)

株主総会参考書類
第5号議案 別冊1

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社

第5号議案 株式移転計画承認の件

1. 株式移転を行う理由

当社及びその主要な子会社である株式会社アイレップ（以下「アイレップ」といいます。）を中核企業とした企業集団である当社グループ（以下「DACグループ」といいます。）は、主要事業の属するインターネット事業領域において、広告取引のプランニングや仕入・販売を中心とした広告サービスや、インターネット広告関連のテクノロジー、クリエイティブ、コンサルティングといった広告関連ソリューション、またスマートフォン向けアプリの運営サービス等を提供しており、グループ各社が専門性及び競争力を高め、国内外での事業展開を通じて業容の拡大を図り、事業価値の創造に努めてまいりました。

当社は、あらゆるインターネット媒体及び博報堂DYグループを始めとする数多くの広告会社との密接な関係を軸として、グローバルブランドやナショナルブランドなど幅広い広告主による取引を手掛け、業界をリードしております。近年は、媒体社との協業により新たな広告フォーマットの開発・標準化を進めるなど市場の活性化を図り、また、市場が急拡大している動画広告や、メッセージングサービス、キュレーションメディアといった新しい成長メディアが牽引するスマートデバイス広告、運用型広告等の成長領域に注力し、事業規模の拡大を実現してまいりました。加えて、広告配信における効果的なデータ活用を進めるため、自社開発のデータ・マネジメント・プラットフォームの提供を通じ、新たな市場の創造を進めております。

アイレップは2002年のサーチ広告日本上陸をきっかけとして、「インターネットマーケティング支援」という領域で事業を形成、優位性構築の手段としてSEMインテグレーター（SEM専業エージェンシー）という事業コンセプトを掲げ、運用型広告商品の特性を踏まえ、他代理店とは異なる経営システムを構築し成長を遂げてまいりました。その後、直販以外にナショナルクライアント市場を顧客として取り込むべく、2006年4月に株式会社博報堂DYメディアパートナーズと資本業務提携、2010年12月に株式公開買い付けを経てアイレップは当社の連結子会社となりました。この間に当社とアイレップは取引関係を深め、博報堂DYグループを含む当社のサーチ広告を中心としたリスティング広告の取扱いをアイレップに集約し、運用体制を強化してまいりました。これにより、DACグループ及び博報堂DYグループにおける運用型広告売上は大幅に伸長しました。加えて直販の拡大もあって、ヤフー及びGoogleのリスティング広告取扱高においてアイレップは国内で大きくシェアを拡大してまいりましたが、一方近年では、いわゆる運用型広告はサーチ広告にとどまらず、運用型ディスプレイ広告が台頭し、またFacebook、Twitter、LINEなどのコミュニケーションメディア上の広告商品の拡大など環境が激変する中、サーチ広告以外のサービスラインナップを十分に展開し、デジタルマーケティングエージェンシーとして幅広く顧客成果実現に寄与する集団となるための施策展開を進めております。

両社の主要事業が属するインターネット広告市場は、年率二けたの成長を続けており、マスメディアのデジタル化も進展する中で、今後も持続的な発展が見込まれます。近年は、世界的なスマートデバイスの普及やIoT（Internet of Things）の進展により、生活のあらゆる時間や場所において情報や広告に接する環境となっております。また、多様なニーズに応えるスマートフォンアプリや、AI（人工知能）等を活用し一人ひとりに最適化したサービスを届けるビジネスが次々と生まれ、さらにグローバルプレイヤーが生活に関わるあらゆるサービスを提供する動きも見られます。インターネットユーザーのスマートデバイスへの接触機会と接触時間が増大し、膨大なコンテンツやデータが生み出される中で、そうしたデータを解析しマーケティングに活用する技術が今後ますます進化していくことが想定されます。また、経済活動のグローバル化に伴い、マーケティング活動においてもグローバルでの視野が必要になります。さらに、それらに応えるためのさまざまな技術も国境を越えて利用されるようになり、デジタルマーケティングを国内だけで推進していくことでは、勝ち残ることはできない環境となります。このように、インターネット広告市場は、絶え間ないテクノロジーの進化と共に、国境を越えたグローバルでの競争へと移っていくものと考えております。

当社及びアイレップは、こうした大きな環境変化を伴いながら拡大する市場において、両社が変化に適切に対応し、持続的な発展を実現するために、両社の経営資源を有効活用して企業価値を向上させる方法を検討してまいりました。その結果、それぞれの顧客との良好な関係を維持し、またお互いの企業文化や独立性を保つことで競争力を維持しつつ、一方で両社の強みを支えてきたテクノロジーや新領域となるグローバルの分野で両社が適切に協業し、さらに重複した業務はできる限り効率的に集約できる経営形態をとることが、新しい時代の業界リーダーとして市場を牽引していくことにつながると考えるに至りました。そのために、合併その他の再編手法を慎重に検討しましたが、両社がそれぞれの機能を保持しつつ当社の完全親会社となる「D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社」

（以下「本持株会社」といいます。）を設立し、経営統合を行うことが最適であると考え、選択することといたしました。

なお、経営統合にあたっては、両社がそれぞれの強みを活かしながら、これまで以上にグループとしてのベクトルを合わせ、変化する事業環境に迅速に対応できる体制を構築し、課題解決を図ることが必要となります。そこで本持株会社設立により、以下に記載する、①グループ戦略機能の強化、②グループ経営資源の効率的活用、及び③ステークホルダーの価値最大化を図ってまいります。

①グループ戦略機能の強化

DACグループの目標及び各社の役割をより明確にすることで、グループ全体最適を追求し、また、グループの意思決定機能の強化とグループ戦略の企画・立案、実行機能を強化します。具体的には、本持株会社は、各事業会社の経営計画を総合的な視点で策定することを中心とした経営戦略統合機能に特化する一方で、各事業会社はそれぞれの専門事業を推進するため、その社内組織を適切に統合、改組するなど、協働して課題解決を図りながら上記戦略に基づいて成長を加速し、グループの持続的成長と企業価値の更なる向上を目指します。

②グループ経営資源の効率的活用

経営資源をグループ内で有効に配分することで、経営効率の一層の向上を目指します。具体的には、コーポレート機能や間接部門を本持株会社に統合することでコスト効率性を高め、グループ戦略における成長分野に経営資源を集中するなど適正な配分を図ります。また、R&D、グローバルビジネス、オペレーション等のテーマについては、グループの共通基盤をもって本持株会社主導で取り組み、合理的な業務運営を行い、グループ全体の収益性向上を図ります。

③ステークホルダーの価値最大化

グループ一体となった戦略機能を持つ本持株会社のもと、当社及びアイレップはそれぞれの専門性を追求します。具体的には、当社は設立以来培ってきた媒体社や広告会社とのパートナー関係をより深め、最適なサービスの提供を行っていく一方、アイレップは、エージェンシー機能を強化し、クライアント企業のマーケティング課題の解決のために幅広いサービスを提供し、さらなる成長を目指します。そして、両社がグループ全体の成長に貢献することでグループシナジー効果を実現し、かつ新たな成長領域を創出し、株主、顧客、従業員、地域社会の皆様にとっての価値の最大化を図ります。

本議案は、以上の目的のため、当社がアイレップとの間で、会社法第772条に基づく共同株式移転の方法により、完全親会社となる本持株会社を設立（以下「本株式移転」といいます。）し、両者がその完全子会社となることに係る株式移転計画（以下「株式移転計画」といいます。）について、ご承認をお願いするものであります。

2. 株式移転計画の内容

次に掲げる株式移転計画書（写し）に記載のとおりであります。なお、株式移転計画書（写し）別紙2乃至別紙9につきましては39頁から78頁まで、別紙10乃至別紙23（新株予約権の内容）につきましては、「（第19期定時株主総会）株主総会参考書類第5号議案 別冊2」に記載しております。

株式移転計画書（写し）

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下「DAC」という。）及び株式会社アイレップ（以下「アイレップ」という。）は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

DAC及びアイレップは、本株式移転計画に定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第7条に定義する。以下同じ。）において、DAC及びアイレップの発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。
 - (1) 目的
新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
新会社の商号は、「D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社」とし、英文では「D. A. Consortium Holdings Inc.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
新会社の本店の所在地は東京都渋谷区とし、本店の所在場所は東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、250,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。
 - 矢嶋 弘毅
 - 紺野 俊介
 - 徳久 昭彦
 - 大塔 達也
 - 島田 雅也
 - 永井 敦
 - 三神 正樹
 - 五十嵐 真人
 - 野沢 直樹
 - 西村 行功（社外取締役）
 - 麻生 巖（社外取締役）
2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。
 - 寺井 久春
 - 西岡 正紀
 - 水上 洋（社外監査役）
 - 大塚 彰（社外監査役）
 - 森嶋 士郎（社外監査役）
3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
 - 有限責任あずさ監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、DAC及びアイレップの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるDAC及びアイレップの株主に対し、それぞれその所有するDAC及びアイレップの普通株式に代わり、(i) DACが基準時に発行している株式数の合計に1を乗じた数、及び(ii) アイレップが基準時に発行している株式数の合計に0.83を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式を交付する。
2. 新会社は、前項の規定により交付される新会社の普通株式を、基準時におけるDAC及びアイレップの株主に対し、以下の割合をもって割り当てる。
 - (1) DACの株主については、その所有するDACの普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合
 - (2) アイレップの株主については、その所有するアイレップの普通株式1株につき、新会社の普通株式0.83株の割合
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条（新株予約権の取扱い）

1. 新株予約権の交付
 - (1) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑩までの第1欄に掲げるDACが発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有するDACの新株予約権に代わり、基準時における当該各新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
① デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第1回株式報酬型新株予約権	別紙2記載	D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第1回株式報酬型新株予約権	別紙3記載
② デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第2回株式報酬型新株予約権	別紙4記載	D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第2回株式報酬型新株予約権	別紙5記載

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
③	デジタル・アドバタイ ジング・コンソーシア ム株式会社 第3回株式報酬型新株 予約権	別紙6記載	D. A. コンソーシアム ホールディングス株 式会社 第3回株式報酬型新株 予約権	別紙7記載
④	デジタル・アドバタイ ジング・コンソーシア ム株式会社 第4回株式報酬型新株 予約権	別紙8記載	D. A. コンソーシアム ホールディングス株 式会社 第4回株式報酬型新株 予約権	別紙9記載
⑤	デジタル・アドバタイ ジング・コンソーシア ム株式会社 第5回新株予約権	別紙10記 載	D. A. コンソーシアム ホールディングス株 式会社 第1回新株予約権	別紙11記 載
⑥	デジタル・アドバタイ ジング・コンソーシア ム株式会社 第5回株式報酬型新株 予約権	別紙12記 載	D. A. コンソーシアム ホールディングス株 式会社 第5回株式報酬型新株 予約権	別紙13記 載
⑦	デジタル・アドバタイ ジング・コンソーシア ム株式会社 第6回新株予約権	別紙14記 載	D. A. コンソーシアム ホールディングス株 式会社 第2回新株予約権	別紙15記 載
⑧	デジタル・アドバタイ ジング・コンソーシア ム株式会社 第6回株式報酬型新株 予約権	別紙16記 載	D. A. コンソーシアム ホールディングス株 式会社 第6回株式報酬型新株 予約権	別紙17記 載
⑨	デジタル・アドバタイ ジング・コンソーシア ム株式会社 第7回株式報酬型新株 予約権	別紙18記 載	D. A. コンソーシアム ホールディングス株 式会社 第7回株式報酬型新株 予約権	別紙19記 載
⑩	デジタル・アドバタイ ジング・コンソーシア ム株式会社 第8回株式報酬型新株 予約権	別紙20記 載	D. A. コンソーシアム ホールディングス株 式会社 第8回株式報酬型新株 予約権	別紙21記 載

- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①の第1欄に掲げるアイレップが発行している新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有するアイレップの新株予約権に代わり、基準時における当該各新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新株予約権を交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
① 株式会社アイレップ 第2回新株予約権	別紙22記載	D. A. コンソーシアム ホールディングス株式 会社 第3回新株予約権	別紙23記載

2. 新株予約権の割当て

- (1) 新会社は、本株式移転に際して、基準時におけるDACの新株予約権者に対し、その所有する前項第(1)号の表の①から⑩までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時におけるアイレップの新株予約権者に対し、その所有する前項第(2)号の表の①の第1欄に掲げる新株予約権1個につき、第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第6条 (新会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
金4,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額
金1,000,000,000円
- (3) 利益準備金の額
金0円
- (4) 資本剰余金の額
会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第7条 (新会社の成立日)

新会社の設立を登記すべき日(以下「新会社の成立の日」という。)は、平成28年10月3日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、DAC及びアイレップ協議の上、合意により新会社の成立の日を変更することができる。

第8条 (株式移転計画承認株主総会)

1. DACは、平成28年6月27日を開催日として定時株主総会を開催し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する承認の決議を求めるものとする。
2. アイレップは、平成28年7月7日を開催日として臨時株主総会を開催し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する承認の決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、DAC及びアイレップ協議の上、合意により前二項に定める本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する承認の決議を求めるための株主総会の開催日を変更することができる。

第9条 (株式上場、株主名簿管理人)

1. DAC及びアイレップは、新会社の発行する普通株式が新会社の成立の日に株式会社東京証券取引所市場第二部に上場されるよう、相互に誠実に協議の上、当該上場に必要となる手続を協力して行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条 (剰余金の配当)

1. DACは、平成28年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたDACの普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり12円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. アイレップは、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたアイレップの普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり1.5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. DAC及びアイレップは、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後、新会社の成立の日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。但し、DAC及びアイレップ協議の上、合意した場合についてはこの限りではない。

第11条 (自己株式の消却)

DAC及びアイレップは、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部を消却するものとする。

第12条（会社財産の管理等）

DAC及びアイレップは、本株式移転計画作成後、新会社の成立の日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、通常の範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの事業、財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすことが明らかな行為については、本株式移転計画において特段の定めがある場合を除き、あらかじめDAC及びアイレップ協議の上、合意によりこれを行うものとする。

第13条（本株式移転の効力）

本株式移転は、第8条に定めるDAC若しくはアイレップの株主総会のいずれかにおいて本株式移転計画の承認若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立の日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第14条（本株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後、新会社の成立の日までの間に、DAC及びアイレップのいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じ、若しくはかかる変更が生じることが明らかになった場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ、若しくはかかる事態が発生することが明らかとなった場合、又はその他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、DAC及びアイレップは、相互に誠実に協議の上、書面による合意により本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第15条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、DAC及びアイレップが別途誠実に協議の上、合意により定める。

本株式移転計画作成の証として、本書2通を作成し、DAC及びアイレップそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月11日

DAC : 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
代表取締役社長 矢嶋 弘毅

アイレップ : 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
株式会社アイレップ
代表取締役社長 紺野 俊介

(別紙1) D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 定款

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社と称し、英文では、D. A. Consortium Holdings Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次に掲げる事業を営む会社およびこの関連事業を営むこと、ならびに次に掲げる事業およびこの関連事業を営む国内および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) インターネット等デジタルネットワーク上の広告スペースの購入、販売、斡旋およびその企画ならびにコンサルティング
- (2) インターネット等デジタルネットワークを利用した広告、マーケティング、プロモーション、パブリックリレーションズ活動の企画、運営、コンサルティング
- (3) インターネット等デジタルネットワークを利用した広告に関連する情報システムの販売
- (4) インターネット等デジタルネットワークを利用した広告の購入、販売、斡旋業務に関連する業務受託
- (5) インターネットのホームページの企画、制作、運用および保守に関する業務
- (6) ウェブサイトの売買および売買の仲介
- (7) 労働者派遣事業
- (8) 株式および有価証券への投資ならびにその保有、運用および売買
- (9) 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介、斡旋、鑑定およびこれらの代理ならびにコンサルティング業
- (10) 書籍、雑誌等の制作、出版、販売
- (11) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (12) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告によって行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、250,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式総数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に規定する単元未満株式の買増請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。ただし、当社が当該請求にかかる株式を保有していない場合は、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の金銭には、利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第44条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の設立の日から平成29年3月31日までとする。

(取締役および監査役の当初の報酬等)

第2条 第29条および第39条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの報酬等の額は、取締役につき総額300百万円以内とし、監査役につき総額50百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって、削るものとする。

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 当社及びアイレップは、株式移転完全子会社が共同して行う本株式移転による本持株会社の設立に際し、株式移転完全子会社のそれぞれの株主に対し割当て交付する本持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

①株式移転比率

当社の普通株式1株に対して本持株会社の普通株式1株を、アイレップの普通株式1株に対して本持株会社の普通株式0.83株を割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、株式移転計画に基づき、両社協議の上変更することがあります。なお、本持株会社の単元株式数は100株とする予定であります。

本株式移転により、当社またはアイレップの株主に交付しなければならない本持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法234条その他関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

また、本持株会社が本株式移転により交付する新株式数は、普通株式71,372,480株の予定であります。これは当社の発行済株式総数53,442,300株（平成28年3月31日時点）及びアイレップの発行済株式総数27,780,000株（平成28年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、当社及びアイレップは、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有または今後新たに取得する自己株

式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社が平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式4,864,900株、アイレップが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式316,047株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、本持株会社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに当社またはアイレップの新株予約権の行使等がなされた場合においても、本持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

本株式移転により当社及びアイレップの株主の皆様には割り当てられる本持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、本持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、当社の株式を100株以上、またはアイレップの株式を121株以上保有するなどして、本株式移転により本持株会社の株式の単元株式数である100株以上の本持株会社の株式の割当てを受ける当社またはアイレップの株主の皆様に対しては、引き続き本持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の本持株会社の株式の割当てを受ける当社またはアイレップの株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株の数と合わせて1単元となる数の株式を本持株会社から買い増すことも可能です。

②株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

(a) 算定の基礎

当社及びアイレップは、本株式移転に用いられる株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、各々が独立した第三者算定機関に意見を求めることとし、当社は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、アイレップは山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）を選定し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

大和証券は、当社及びアイレップが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）も併せて採用いたしました。

各手法による株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、当社の普通株式1株に対して本持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、アイレップの普通株式1株に対して割り当てられる本持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	0.71～0.87
DCF法	0.62～0.86

なお、市場株価法では、平成28年5月10日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値平均株価を採用しております。

また、大和証券がDCF法による分析に用いた当社の将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成27年3月期から平成28年3月期にかけて、インターネット関連事業及びインベストメント事業等の貢献により営業利益が約125%増加することが見込まれています。また、大和証券がDCF法による分析に用いたアイレップの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成29年12月期から平成30年12月期にかけて、足元の利益率の改善と業務効率化への取り組みにより営業利益が約31%増加すると見込まれています。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社ならびにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っていません。大和証券の株式移転比率の算定は、平成28年5月10日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により、当該

情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討または作成されたことを前提としています。

なお、大和証券が提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。

一方、山田FASは、当社及びアイレップが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法も併せて採用いたしました。各手法における株式移転比率の算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して本持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、アイレップの普通株式1株に対して割り当てられる本持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	0.71～0.87
DCF法	0.61～0.89

市場株価法では、平成28年5月10日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

DCF法では、当社については、当社が作成した財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は、負債と資本の比率を1.0対6.5と想定し、6.71%～8.21%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%としています。一方、アイレップについては、アイレップが作成した財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は、負債と資本の比率を1.0対18.4と想定し、7.18%～8.78%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%としています。

なお、山田FASがDCF法による分析に用いた当社の将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成27年3月期から平成28年

3月期にかけて、インターネット関連事業及びインベストメント事業等の貢献により営業利益が約125%増加することが見込まれています。また、山田FASがDCF法による分析に用いたアイレップの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成29年12月期から平成30年12月期にかけて、足元の利益率の改善と業務効率化への取り組みにより営業利益が約31%増加すると見込まれています。

山田FASは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報（財務予測を記載した利益計画を含みます）及び一般に公開された情報等をそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社ならびにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討または作成されたことを前提としています。

なお、山田FASが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。

(b)算定の経緯

当社は大和証券に、アイレップは山田FASに、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関から提出された株式移転比率についての専門家としての算定結果及び助言を参考に、それぞれ、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について協議を重ねた結果、最終的に上記の株式移転比率が妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成28年5月11日に開催された両社の取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

但し、株式移転比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社の協議により変更することがあります。

(c) 算定機関との関係

当社の算定機関である大和証券及びアイレップの算定機関である山田FASは、いずれも当社及びアイレップの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

③ 本持株会社の上場申請等に関する取扱い

当社及びアイレップは、新たに設立する本持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定であります。上場日は、平成28年10月3日を予定しております。また、当社及びアイレップは本株式移転により本持株会社の完全子会社となりますので、本持株会社の上場に先立ち、平成28年9月28日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。

なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

④ 公正性を担保するための措置

当社は、アイレップの親会社に該当することから、その公平性・妥当性を担保するために、両社は上記②(a)から(c)までに記載のとおり、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を行い、その結果合意された株式移転比率により本株式移転を行うことを、それぞれの取締役会において決議いたしました。

なお、両社は、第三者算定機関より、合意された株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、両社は、法務アドバイザーとして、当社は森・濱田松本法律事務所を、アイレップは中村・角田・松本法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の方法及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

⑤ 利益相反を回避するための措置

アイレップにおいては、当社がアイレップの発行済株式総数の56.97%（平成27年9月30日現在）の株式を保有する親会社であり、また、株式会社博報堂DYホールディングスが同社の子会社である株式会社博報堂DYメディアパートナーズ及び当社を通じてアイレップの発行済株式総数の64.81%（平成27年9月30日現在。間接保有分を含みます。）を保有する親会社であることから、アイレップは、本株式移転に際して、上記④に記載の措置のほか、利益相反防止の観点から以下の措

置をとっております。

(a)アイレップにおける利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認ならびに監査役全員の異議がない旨の意見

アイレップの取締役のうち、当社の取締役を兼任している矢嶋弘毅氏、島田雅也氏、高梨秀一氏及び三神正樹氏ならびに本株式移転に関する交渉が開始された時点でアイレップ及び当社の親会社である株式会社博報堂DYホールディングスの子会社である株式会社博報堂に所属していた北爪宏彰氏については、利益相反防止の観点からアイレップの取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加しておらず、アイレップの立場において当社との協議・交渉に参加しておりません。また、平成28年5月11日開催のアイレップの取締役会においては、利益相反防止の観点から本株式移転に関する審議及び決議に参加しない矢嶋弘毅氏、島田雅也氏、高梨秀一氏、三神正樹氏及び北爪宏彰氏を除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。

また、アイレップの監査役のうち、当社の取締役を兼任している大塔達也氏は、利益相反防止の観点から、上記の取締役会における本株式移転に関する審議に参加しておりません。なお、アイレップの上記取締役会においては、大塔達也氏を除いたアイレップの監査役の全員が本株式移転計画の作成について異議がない旨の意見を述べております。

(b)アイレップにおける独立した第三者委員会からの答申書の取得

さらに、アイレップの取締役会は、当社ならびにアイレップ及び当社の親会社である株式会社博報堂DYホールディングス及びその子会社（株式会社博報堂DYメディアパートナーズ及び株式会社博報堂を含みます。以下同じです。）と利害関係を有しないアイレップの社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である杉山全功氏、同じく当社ならびにアイレップ及び当社の親会社である株式会社博報堂DYホールディングス及びその子会社と利害関係を有しない西山茂氏（早稲田大学大学院経営管理研究科教授、公認会計士）及び成瀬直邦氏（佐藤綜合法律事務所、弁護士）の3名から構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、①本株式移転の目的の合理性、②本株式移転の手続きの公正性、③本株式移転の経済的条件の妥当性等の観点から、本株式移転を実施する旨の取締役会決議を行うことがアイレップの少数株主（当社及び株式会社博報堂DYメディアパートナーズを除くアイレップの株主をいいます。以下、同じです。）にとって不利益ではないか、について諮問しました。

本第三者委員会は、平成28年3月22日から平成28年5月10日までに、会合を合計5回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本第三者委員会

は、かかる検討にあたり、第三者算定機関である山田FASによる株式移転比率の算定結果を入手するとともに、アイレップより、本株式移転の背景及び目的、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、株式移転比率を含む本株式移転の諸条件の交渉経緯及び決定過程、アイレップの事業計画、ならびに法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から助言を受けた内容について説明を受けています。また、本第三者委員会は、当社に対しても質疑応答を実施し、当社から本株式移転の背景及び目的、本株式移転の条件を検討・交渉する体制等について説明を受けています。本第三者委員会は、かかる経緯の下、平成28年5月10日付で、

(i) 上記①に関しては、本株式移転が、アイレップの企業価値向上に資しないとすべき特段の事情は認められず、また、本株式移転の目的が、アイレップの少数株主にとって、合理的でないとするべき特段の事情は認められないこと、(ii) 上記②に関しては、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、本株式移転の株式移転比率を含む共同株式移転の諸条件の交渉経緯及び決定過程等において、公正性を疑わせる事情はなく、本株式移転の手続きが、アイレップの少数株主にとって、公正でないとするべき特段の事情は認められないこと、(iii) 上記③に関しては、山田FASによる株式移転比率の算定結果その他の事項を踏まえ、本株式移転における株式移転比率が、0.83であることにつき、アイレップの少数株主にとって、不利益だとすべき特段の事情は認められないこと、(iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本株式移転がアイレップの少数株主に及ぼす影響を検討すると、本株式移転を実施する旨の取締役会決議を行うことがアイレップの少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨を内容とする答申書を、アイレップ取締役会に対して提出しております。

(2) 完全親会社の資本金及び準備金等に関する事項

当社及びアイレップは、本持株会社の資本金及び準備金の額について、資本金の額を4,000,000,000円、資本準備金の額を1,000,000,000円、利益準備金の額を0円と決定し、これを相当と判断いたしました。なお、かかる資本金及び準備金の額は、設立後の本持株会社の資本政策等を総合的に考慮・検討し、当社及びアイレップとの間で協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものです。

4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項

本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑭までの第1欄に掲げる当社またはアイレップが発行している各新株予約権の新株予約

権者に対して、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、それぞれの所有する当社またはアイレップの新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ割当て交付いたします。

第1欄		第2欄		
	名称	内容	名称	内容
①	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第1回株式報酬型新株予約権	株式移転計画書(写し)別紙2記載	D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第1回株式報酬型新株予約権	株式移転計画書(写し)別紙3記載
②	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第2回株式報酬型新株予約権	同別紙4記載	D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第2回株式報酬型新株予約権	同別紙5記載
③	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第3回株式報酬型新株予約権	同別紙6記載	D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第3回株式報酬型新株予約権	同別紙7記載
④	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第4回株式報酬型新株予約権	同別紙8記載	D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第4回株式報酬型新株予約権	同別紙9記載
⑤	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第5回新株予約権	同別紙10記載	D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第1回新株予約権	同別紙11記載
⑥	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第5回株式報酬型新株予約権	同別紙12記載	D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第5回株式報酬型新株予約権	同別紙13記載

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
⑦ デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第6回新株予約権	同別紙14記載	D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第2回新株予約権	同別紙15記載
⑧ デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第6回株式報酬型新株予約権	同別紙16記載	D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第6回株式報酬型新株予約権	同別紙17記載
⑨ デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第7回株式報酬型新株予約権	同別紙18記載	D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第7回株式報酬型新株予約権	同別紙19記載
⑩ デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第8回株式報酬型新株予約権	同別紙20記載	D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第8回株式報酬型新株予約権	同別紙21記載
⑪ 株式会社アイレップ 第2回新株予約権	同別紙22記載	D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第3回新株予約権	同別紙23記載

5. アイレップに関する事項

(1) アイレップの最終事業年度に係る計算書類等の内容

アイレップの平成27年9月期に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.dac.co.jp/irinfo/soukai/>) にその内容を掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

7. 本持株会社の取締役となる者に関する事項
 本持株会社の取締役となる者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社株式数 (2)所有するアイレップ株式数 (3)割当てられる本持株会社の株式数
や しま ひろ たけ 矢 嶋 弘 毅 (昭和36年3月9日生)	昭和59年4月 株式会社博報堂入社 平成8年4月 同社マーケティングディレクター 平成8年12月 当社代表取締役社長 平成14年2月 当社代表取締役社長執行役員 平成26年4月 当社代表取締役社長執行役員 CEO(現任) 〈重要な兼職の状況〉 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ取締役 ユナイテッド株式会社取締役 株式会社アイレップ取締役	(1)70,100株 (2)一株 (3)70,100株
こん の しゅん すけ 紺 野 俊 介 (昭和50年6月27日生)	平成14年4月 EDS Japan LLC(現日本ヒューレット・パッカード株式会社)入社 平成15年8月 株式会社アイレップ入社 平成16年10月 同社インターネットマーケティング事業部マネージャー 平成17年12月 同社執行役員インターネットマーケティング事業部長 平成18年4月 同社取締役インターネットマーケティング事業部長 平成19年1月 同社専務取締役インターネットマーケティング事業部長 平成19年12月 株式会社レリバンシー・プラス代表取締役社長(現任) 平成21年1月 株式会社アイレップ代表取締役社長 平成24年1月 株式会社フロンティアデジタルマーケティング代表取締役社長 平成25年12月 株式会社アイレップ代表取締役社長CEO(現任) 平成26年1月 北京艾睿普广告有限公司董事長(現任)	(1)一株 (2)50,000株 (3)41,500株

氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1)所有する当社株式数 (2)所有するアイレップ株式数 (3)割当てられる本持株式の株式数
とく ひさ あき ひこ 徳 久 昭 彦 (昭和37年8月21日生)	昭和60年4月 株式会社東芝入社 平成12年10月 インフォ・アベニュー株式会社入社 平成13年5月 当社入社 e-ビジネス本部システムソリューション部長 平成14年2月 当社執行役員e-ビジネス本部長 平成18年2月 当社取締役執行役員e-ビジネス本部長 平成23年4月 当社取締役FRUITS BEAR推進室長 平成24年4月 当社取締役執行役員e-ビジネス統括 平成26年4月 当社取締役常務執行役員CMOプロダクト開発担当(現任) 〈重要な兼職の状況〉 ユナイテッド株式会社取締役 株式会社博報堂アイ・スタジオ取締役	(1)38,100株 (2)一株 (3)38,100株
だい とう たつ や 大 塔 達 也 (昭和40年1月11日生)	平成元年4月 株式会社リクルート入社 平成13年10月 株式会社インベストック取締役CFO 平成16年4月 株式会社エルゴ・ブレインズ(現ユナイテッド株式会社)常務執行役員CFO 平成17年10月 当社入社 平成17年12月 当社戦略統括本部副本部長 平成18年2月 当社執行役員戦略統括本部副本部長 平成19年9月 当社執行役員戦略統括本部長 平成21年2月 当社取締役執行役員戦略統括本部長 平成24年1月 当社取締役執行役員経営管理本部長(兼)戦略統括本部長 平成24年4月 当社取締役執行役員経営管理・戦略統括(兼)戦略統括本部長 平成25年4月 当社取締役執行役員経営管理・戦略統括 平成26年4月 当社取締役常務執行役員CFO経営管理・戦略統括・リスク管理担当(現任) 〈重要な兼職の状況〉 ユナイテッド株式会社取締役	(1)19,100株 (2)一株 (3)19,100株

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社株式数 (2)所有するアイレップ株式数 (3)割当てられる本持株式の株式数
しまだまさや 島田雅也 (昭和41年4月1日生)	平成2年4月 株式会社博報堂入社 平成12年10月 当社入社 当社経営管理本部経営統括部長 平成14年2月 当社執行役員経営管理本部経営統括部長 平成16年12月 当社執行役員社長室長 平成17年12月 当社執行役員戦略統括本部長 平成18年2月 当社取締役執行役員戦略統括本部長 平成19年9月 当社取締役執行役員営業本部長 平成24年4月 当社取締役執行役員営業統括 平成26年4月 当社取締役常務執行役員COO社長補佐(現任) 〈重要な兼職の状況〉 ユナイテッド株式会社取締役 株式会社アイレップ取締役 株式会社博報堂アイ・スタジオ取締役	(1)56,200株 (2)－株 (3)56,200株
ながいあつし 永井敦 (昭和49年9月8日生)	平成9年4月 株式会社日本エル・シー・エー(現株式会社インタープライズ・コンサルティング)入社 平成13年1月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社 平成17年11月 株式会社アイレップ入社 平成18年10月 同社管理本部総務・人事グループマネージャー 平成19年4月 同社執行役員管理本部総務・人事グループマネージャー 平成21年1月 同社執行役員経営企画本部長 平成21年12月 同社取締役経営企画本部長 平成24年7月 同社取締役経営推進本部長 平成24年12月 同社取締役管理本部長 平成25年12月 同社取締役CFO管理本部長(現任)	(1)－株 (2)20,000株 (3)16,600株

氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1)所有する当社株式数 (2)所有するアイレップ株式数 (3)割当てられる本持株会社の株式数
み 三 神 正 樹 (昭和34年2月14日生)	昭和57年4月 株式会社博報堂入社 平成14年1月 同社インタラクティブカンパニー第一プロデュース部長 平成15年8月 同社デジタルソリューションセンターグループマネージャー 平成19年4月 同社i-事業推進室長 平成21年4月 同社エンゲージメントビジネス局長 平成22年4月 同社執行役員エンゲージメントビジネスユニット長グループ会社担当 平成23年4月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ執行役員メディア部門担当補佐 (デジタルナレッジ担当) 平成24年4月 同社執行役員i-メディアビジネス担当 平成24年6月 当社取締役 (現任) 平成26年4月 株式会社博報堂執行役員MD戦略センター長補佐 (デジタル推進担当) 平成27年4月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ執行役員テレビ・ラジオ・デジタルビジネス担当補佐 (兼)メディア環境研究所長 平成28年4月 株式会社博報堂常務執行役員MD戦略センター長補佐 (現任) 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ常務執行役員メディアマーケティングユニット長補佐 (現任) 〈重要な兼職の状況〉 株式会社博報堂執行役員 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ執行役員 株式会社アイレップ取締役	(1)一株 (2)一株 (3)一株

氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1)所有する当社株式数 (2)所有するアイレップ株式数 (3)割当てられる本持株式の株式数
い が ら し ま き と 五十嵐 真人 (昭和34年10月31日生)	<p>昭和58年4月 株式会社博報堂入社 平成11年12月 同社第一広告カンパニー第十一営業局第五営業部長 平成22年4月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズラジオ局長 平成25年4月 同社経営企画局長 平成26年4月 同社執行役員全社計画管理担当補佐(経営企画局、第一、第二計画管理局、経理財務局担当)、経営企画局長 平成27年4月 同社執行役員計画管理総括担当(兼)事業開発総括担当、第二計画管理局長 平成27年6月 同社取締役執行役員計画管理総括担当(兼)事業開発総括担当第二計画管理局長 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成28年4月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ取締役執行役員計画管理総括担当(兼)事業開発総括担当(現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ取締役執行役員</p>	(1)一株 (2)一株 (3)一株
の ざ わ な お き 樹 野 沢 直 樹 (昭和35年1月20日生)	<p>昭和59年4月 株式会社博報堂入社 平成13年4月 同社経営企画局グループマネージャー 平成15年10月 株式会社博報堂DYホールディングス(出向)経営企画室経営計画グループグループマネージャー 平成19年4月 同社(出向)経営企画局局長代理 平成22年4月 同社経営企画局長(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任)</p>	(1)一株 (2)一株 (3)一株
にし む ら み ち な り 西 村 行 功 (昭和38年3月28日生)	<p>昭和60年4月 立石電機株式会社(現オムロン株式会社)入社 平成4年7月 株式会社コーポレート ディレクション入社 平成6年1月 CSC Index, Inc.(米国法人)入社 平成9年10月 株式会社グリーンフィールドコンサルティング代表取締役(現任) 平成13年9月 オムロン株式会社アドバイザリーボードメンバー</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 株式会社グリーンフィールドコンサルティング代表取締役</p>	(1)一株 (2)一株 (3)一株

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社株式数 (2)所有するアイレップ株式数 (3)割当てられる本持株会社の株式数
あそ う いわお 麻 生 巖 (昭和49年7月17日生)	<p>平成9年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行</p> <p>平成12年6月 麻生セメント株式会社（現株式会社麻生）監査役</p> <p>平成13年6月 同社取締役</p> <p>平成17年12月 株式会社ドワンゴ社外取締役</p> <p>平成18年3月 株式会社キャピタルメディア社外取締役（現任）</p> <p>平成18年6月 株式会社麻生代表取締役専務</p> <p>平成20年10月 同社代表取締役副社長</p> <p>平成22年6月 同社代表取締役社長（現任）</p> <p>平成26年10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO（現カドカワ株式会社）社外取締役（現任）</p> <p>平成27年12月 株式会社アイレップ社外取締役（現任）</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 株式会社麻生代表取締役 株式会社KADOKAWA・DWANGO（現カドカワ株式会社）社外取締役</p>	(1)一株 (2)一株 (3)一株

- (注) 1. 所有する当社及びアイレップの株式数は、平成28年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる本持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる本持株会社の株式数は、本持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社及びアイレップとの間に特別の利害関係はなく、また本持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 西村行功氏及び麻生巖氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の西村行功氏の選任理由は以下のとおりであります。
西村行功氏は、企業コンサルティングにおける長年の経験と幅広い知見を有しており、これを本持株会社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役候補者の麻生巖氏の選任理由は以下のとおりであります。
麻生巖氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これを本持株会社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

6. 三神正樹氏は、現在及び過去5年間に、当社の親会社の子会社である株式会社博報堂の業務執行者及び株式会社博報堂DYメディアパートナーズの業務執行者を務めておりますが、両社における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
7. 五十嵐真人氏は、現在及び過去5年間に、当社の親会社の子会社である株式会社博報堂DYメディアパートナーズの業務執行者を務めておりますが、同社における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
8. 野沢直樹氏は、現在及び過去5年間に、当社の親会社である株式会社博報堂DYホールディングスの業務執行者を務めておりますが、同社における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
9. 三神正樹氏、五十嵐真人氏、野沢直樹氏、西村行功氏及び麻生巖氏の選任が承認された場合、本持株会社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
10. 西村行功氏及び麻生巖氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、それぞれの選任が承認された場合は、本持株会社は各氏を独立役員として、同取引所へ届け出る予定であります。

8. 本持株会社の監査役となる者に関する事項

本持株会社の監査役となる者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社株式数 (2)所有するアイレップ株式数 (3)割当てられる本持株会社の株式数
寺井久春 (昭和31年3月7日生)	昭和54年4月 三菱電機株式会社入社 昭和63年5月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成10年7月 UBS信託銀行株式会社入行 平成12年6月 当社入社 平成12年7月 当社取締役経営企画室長 平成12年10月 当社取締役経営管理本部長（兼）e-ビジネス本部長 平成14年2月 当社取締役執行役員経営管理本部長 平成24年1月 当社取締役執行役員リスク管理担当 平成26年4月 当社取締役執行役員ASEANビジネス担当 平成27年4月 当社取締役執行役員DACアジア担当 平成28年4月 当社取締役（現任） （平成28年6月27日退任予定）	(1) 137,900株 (2) 一株 (3) 137,900株

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社株式数 (2)所有するアイレップ株式数 (3)割当てられる本持株式の株式数
にし おか まきのり 西岡正紀 (昭和32年11月16日生)	<p>昭和55年4月 株式会社博報堂入社</p> <p>平成22年4月 株式会社博報堂DYホールディングスグループ経理財務局長</p> <p>平成22年4月 株式会社博報堂経理財務局長</p> <p>平成22年4月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ経理財務局長</p> <p>平成24年6月 当社監査役(現任)</p> <p>平成26年4月 株式会社博報堂DYホールディングス取締役執行役員マネジメント統括担当補佐グループマネジメントサービス推進室長(現任)</p> <p>平成27年4月 株式会社博報堂執行役員(現任)</p> <p>平成28年4月 株式会社博報堂DYキャブコ代表取締役社長(現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉</p> <p>株式会社博報堂DYホールディングス取締役執行役員</p> <p>株式会社博報堂執行役員</p> <p>株式会社読売広告社取締役</p> <p>株式会社博報堂DYキャブコ代表取締役社長</p>	(1)一株 (2)一株 (3)一株
みず かみ ひろし 水 上 洋 (昭和43年5月9日生)	<p>平成7年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属)(現任)</p> <p>平成14年6月 高千穂電気株式会社(現エレマテック株式会社)社外監査役(現任)</p> <p>平成26年3月 GMOクラウド株式会社社外監査役</p> <p>平成27年6月 当社監査役(現任)</p> <p>株式会社三栄コーポレーション社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>平成28年3月 GMOクラウド株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉</p> <p>弁護士</p> <p>エレマテック株式会社社外監査役</p> <p>GMOクラウド株式会社社外取締役(監査等委員)</p> <p>株式会社三栄コーポレーション社外取締役(監査等委員)</p>	(1)一株 (2)一株 (3)一株

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社株式数 (2)所有するアイレップ株式数 (3)割当てられる本持株会社の株式数
おおつかあきら 大塚 彰 (昭和23年3月1日生)	昭和46年4月 日本ナショナル金銭登録機株式会社(現日本NCR株式会社)入社 昭和61年9月 朝日ビジネスコンサルタント株式会社(現富士ソフト株式会社)入社 平成9年8月 セコム株式会社入社 セコム情報システム株式会社(現セコムトラストシステムズ株式会社) 事業戦略推進室長(兼)社長室長 平成11年4月 セコム株式会社から株式会社パスコ出向、経営監理室長(兼)情報システム部長 平成11年6月 株式会社パスコ取締役 平成17年4月 セコム株式会社IS研究所副所長 平成19年12月 株式会社アイレップ常勤監査役(現任)	(1)一株 (2)5,000株 (3)4,150株
もりしましろう 森嶋 士郎 (昭和30年9月11日生)	昭和54年4月 株式会社博報堂入社 平成11年12月 同社新聞局新聞五部長 平成15年4月 同社新聞局新聞三部長 平成15年12月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ新聞局新聞三部長 平成18年4月 同社新聞局長代理(兼)新聞三部長 平成19年6月 株式会社mediba代表取締役副社長 平成23年6月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズi-メディア局長代理 平成24年3月 一般社団法人インターネット広告推進協議会(現一般社団法人日本インタラクティブ広告協会)専務理事 平成27年10月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ新聞局(現任) (平成28年6月26日退社予定)	(1)1,500株 (2)一株 (3)1,500株

(注) 1. 所有する当社及びアイレップの株式数は、平成28年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる本持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる本持株会社の株式数は、本持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

2. 各候補者と当社及びアイレップとの間に特別の利害関係はなく、また本持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 水上洋氏、大塚彰氏及び森嶋士郎氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の水上洋氏の選任理由は以下のとおりであります。

水上洋氏は、企業法務分野に精通した弁護士として有する豊富な経験・知識等を本持株会社の監査体制強化に活かしていただきたいと考え、社外監査役候補といたしました。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
5. 社外監査役候補者の大塚彰氏の選任理由は以下のとおりであります。

大塚彰氏は、これまで培ってきたビジネス経験・知識等を、本持株会社の監査体制強化に活かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
6. 社外監査役候補者の森嶋士郎氏の選任理由は以下のとおりであります。

森嶋士郎氏は、広告ビジネスの実務における幅広い経験・知見等を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
7. 西岡正紀氏は、現在及び過去5年間、当社の親会社である株式会社博報堂DYホールディングスの業務執行者及び当社の親会社の子会社である株式会社博報堂の業務執行者を務めておりますが、各社における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
8. 森嶋士郎氏は、現在及び過去5年間において、当社の特定関係事業者である株式会社博報堂DYメディアパートナーズの業務執行者であります。同氏の同社における現在及び過去5年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。また、同氏は、過去2年間に同社から使用人としての給与等の支給を受けております。なお、同氏は平成28年6月26日に、同社を退社する予定です。
9. 寺井久春氏、西岡正紀氏、水上洋氏、大塚彰氏及び森嶋士郎氏の選任が承認された場合、本持株会社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
10. 水上洋氏及び大塚彰氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、それぞれの選任が承認された場合は、本持株会社は各氏を独立役員として、同取引所へ届け出る予定であります。

9. 本持株会社の会計監査人となる者に関する事項

本持株会社の会計監査人となる者は次のとおりであります。なお、有限責任 あずさ監査法人を候補者とした理由は、同法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断しております。

(平成28年3月31日現在)

名 称	有限責任 あずさ監査法人
主たる事務所	東京都新宿区津久戸町1番2号
沿革	<p>昭和44年7月 監査法人朝日会計社設立</p> <p>昭和60年7月 監査法人朝日会計社と新和監査法人(昭和49年12月設立)が合併し、監査法人朝日新和会計社設立</p> <p>平成5年10月 監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人(昭和53年4月設立)が合併し、朝日監査法人発足</p> <p>平成15年2月 KPMGジャパン(昭和24年 ピート・マーウィック・ミッチェル日本事務所として東京に設立)の監査部門が、あずさ監査法人を設立</p> <p>平成15年4月 朝日監査法人がKPMGのメンバーファームに正式加入</p> <p>平成16年1月 朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足、引き続きKPMGのメンバーファーム</p> <p>平成22年7月 有限責任監査法人に移行し、法人名を「有限責任あずさ監査法人」に変更</p>
概要	<p>資本金 3,000百万円</p> <p>人員数 公認会計士 3,036名 (うち代表社員30名・社員517名)</p> <p>会計士補 11名</p> <p>会計士試験合格者 1,177名</p> <p>専門員 762名 (特定社員35名、うち代表社員1名)</p> <p>その他職員 592名</p> <p>合計 5,578名</p>

(注) 候補者は、過去2年間に、当社の親会社である株式会社博報堂DYホールディングスより、会社法及び金融商品取引法に基づく監査業務に対する報酬を受けております。

10. 本議案の決議に関する事項

本議案につきましては、当社及びアイレップにおいて、株式移転計画書第8条(株式移転計画承認株主総会)に定める株主総会における承認がなされることにより、本議案の決議の効力が生じるものといたします。

また、株式移転計画書第13条(本株式移転の効力)または第14条(本株式移転条件の変更及び本株式移転の中止)に定める事項により、株式移転計画の効力が失われた場合、または本株式移転を中止した場合は、本議案の決議は失効するものといたします。

以上

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
第1回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第1回 株式報酬型
新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額〔(1円未満の端数は切り上げ)〕とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成21年3月24日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (t) : 15年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 7年8ヶ月間(平成13年7月5日から平成21年3月23日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ) : 直近年度の配当総額÷上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 $(N(\cdot))$

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5. 新株予約権を行使することができる期間
平成21年3月25日から平成51年3月24日までとする。
6. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ② 上記①にかかわらず、新株予約権者が平成50年3月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成50年3月25日から平成51年3月24日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り本新株予約権を行使できるものとする。ただし、発行要項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
8. に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成21年3月24日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14. に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事部（又はその時々における当該業務担当部署）

15. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16. 新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社
第1回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第1回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD. A. コンソーシアムホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成51年3月24日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者が平成50年3月24日に至るまでに、上記①に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成50年3月25日から平成51年3月24日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、発行要項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に
定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的
である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価
額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることがで
きる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編
行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行
使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び
資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議
による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得条項
8. に準じて決定する。
11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端
数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成28年10月3日
13. その他
その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
第2回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第2回 株式報酬型
新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成22年3月19日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (t) : 15年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 8年8ヶ月間（平成13年7月5日から平成22年3月18日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ) : 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 $(N(\cdot))$

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成22年3月20日から平成52年3月19日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者が平成51年3月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成51年3月20日から平成52年3月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10. に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10. に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
8. に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成22年3月19日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14. に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16. 新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18. 本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社
第 2 回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第 2 回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD. A. コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成52年3月19日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者が平成51年3月19日に至るまでに、上記①に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成51年3月20日から平成52年3月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、発行要項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得条項
8. に準じて決定する。
11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
 12. 新株予約権を割り当てる日
平成28年10月3日
 13. その他
その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社
第3回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第3回 株式報酬型
新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成23年7月19日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (t) : 15年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 10年1ヶ月間（平成13年7月5日から平成23年7月18日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ) : 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 $(N(\cdot))$

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月20日から平成53年7月19日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者が平成52年7月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成52年7月20日から平成53年7月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10. に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10. に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ④ 上記①にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り本新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
8. に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成23年7月19日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14. に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16. 新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18. 本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社
第 3 回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第 3 回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD. A. コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成53年7月19日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者が平成52年7月19日に至るまでに、上記①に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成52年7月20日から平成53年7月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、発行要項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ④ 上記①にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に
定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的
である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価
額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることがで
きる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編
行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行
使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び
資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議
による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得条項
8. に準じて決定する。
11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端
数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成28年10月3日
13. その他
その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社
第 4 回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第 4 回 株式報酬型
新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成24年7月18日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (t) : 15年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 11年1ヶ月間（平成13年7月5日から平成24年7月17日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ) : 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 $(N(\cdot))$

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月19日から平成54年7月18日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者が平成53年7月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成53年7月19日から平成54年7月18日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10. に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10. に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ④ 上記①にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得条項
8. に準じて決定する。
11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成24年7月18日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14. に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16. 新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18. 本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社
第4回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第4回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD. A. コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成54年7月18日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者が平成53年7月18日に至るまでに、上記①に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成53年7月19日から平成54年7月18日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、発行要項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ④ 上記①にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に
定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的
である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価
額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることがで
きる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編
行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行
使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び
資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議
による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得条項
8. に準じて決定する。
11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端
数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成28年10月3日
13. その他
その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

(第19期定時株主総会)

株主総会参考書類
第5号議案 別冊2

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社
第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第5回 新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする（なお、新株予約権の目的である株式の総数は、当初226,000株とする。）。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない付与株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げ）、または割当日の終値（当該日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で、新株の発行又は自己株式を処分する場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における大阪証券取引所又はその時点における当社普通株式が上場している金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。
 - iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたりの払込金額」を「1株あたりの処分金額」に読み替えるものとする。
- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。
- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
 - ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。
- (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成25年5月1日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価格 (X) : 第5項に定める算式により決定した価格
- ④ 予想残存期間 (t) : 4.5年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 過去4.5年間 (平成20年11月1日から平成25年5月1日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ) : 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 $(N(\cdot))$

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成27年3月28日から平成32年3月27日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める子会社及び関連会社をいう。以下同じ。) の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合には、当該地位を喪失した時から1年間に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が上記5. の期間中に死亡した場合には、相続人が新株予約権を承継して、行使できるものとする。ただし、相続人が行使できる新株予約権は、新株予約権者が死亡時において行使可能であった新株予約権に限るものとする。

- (4) 上記のほか、新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他については新株予約権割当契約において定めるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の①～⑨に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の行使の条件
上記6. に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成25年5月1日
13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを下記14. に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。
 - (2) 上記(1)に定める「新株予約権行使請求書」の提出とともに、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて、下記15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に、当社の指定する日時までに振り込むものとする。
14. 新株予約権の行使請求受付場所
当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）
15. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）
16. 新株予約権の行使後の取扱い
当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使によ

り新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18. 本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社
第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第1回 新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD. A. コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない付与株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、420円とし、新株予約権の割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で、新株の発行又は自己株式を処分する場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所又はその時点における当社普通株式が上場している金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたりの払込金額」を「1株あたりの処分金額」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成32年3月27日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合には、当該地位を喪失した時から1年間に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。

- (3) 新株予約権者が上記5.の期間中に死亡した場合には、相続人が新株予約権を承継して、行使できるものとする。ただし、相続人が行使できる新株予約権は、新株予約権者が死亡時において行使可能であった新株予約権に限るものとする。
 - (4) 上記のほか、新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他については新株予約権割当契約において定めるものとする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の①～④に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記7. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
上記6. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成28年10月3日

13. その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
第5回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第5回 株式報酬型
新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成25年7月19日の大阪証券取引所又はその時点における当社普通株式が上場している金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (t) : 15年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 11年1ヶ月間（平成13年7月5日から平成25年7月18日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ) : 直近年度の配当総額÷上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 $(N(\cdot))$

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月20日から平成55年7月19日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当ての対象者が当社取締役の場合

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権の割当ての対象者が当社執行役員の場合

新株予約権者は、当社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が平成54年7月19日に至るまでに当社の取締役の地位を喪失した日の翌日又は当社の従業員の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日を迎えなかった場合には、平成54年7月20日から平成55年7月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

④ 上記①及び②にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10. に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10. に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

⑤ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象

会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
8. に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成25年7月19日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14. に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16. 新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18. 本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社
第5回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第5回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD. A. コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成55年7月19日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当ての対象者が当社又は当社子会社の取締役の場合

新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権の割当ての対象者がデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の執行役員の場合

新株予約権者は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が平成54年7月19日に至るまでに、上記①又は②に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成54年7月20日から平成55年7月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

④ 上記①及び②にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10. に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10. に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

⑤ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設

合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

8. に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成28年10月 3 日

13. その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社
第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金399円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成30年3月期において、営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいう。）が35億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。また、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が上記1. (3)の期間中に死亡した場合には、相続人が新株予約権を承継して、行使できるものとする。ただし、相続人が行使できる新株予約権は、新株予約権者が死亡時において行使可能であった新株予約権に限るものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 新株予約権の割当日

平成26年7月18日

3. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設

分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. (1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記1. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記1. (3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記1. (4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記1. (6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記3. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社
第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金399円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成30年3月期において、営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいう。）が35億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。また、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が上記1. (3)の期間中に死亡した場合には、相続人が新株予約権を承継して、行使できるものとする。ただし、相続人が行使できる新株予約権は、新株予約権者が死亡時において行使可能であった新株予約権に限るものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 新株予約権の割当日

平成28年10月3日

3. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記1. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. (1)に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記1. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記1. (3)に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記1. (4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記1. (6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記3. に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
6. その他
その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社
第6回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第6回 株式報酬型
新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成26年7月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (t) : 15年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 13年1ヶ月間（平成13年7月5日から平成26年7月17日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ) : 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 $(N(\cdot))$

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月19日から平成56年7月18日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当ての対象者が当社取締役の場合

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権の割当ての対象者が当社執行役員の場合

新株予約権者は、当社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が平成55年7月18日に至るまでに当社の取締役の地位を喪失した日の翌日又は当社の従業員の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日を迎えなかった場合には、平成55年7月19日から平成56年7月18日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

④ 上記①及び②にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10. に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10. に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

⑤ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象

会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
8. に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成26年7月18日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14. に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16. 新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18. 本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社
第6回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第6回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD. A. コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成56年7月18日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当ての対象者が当社又は当社子会社の取締役の場合

新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権の割当ての対象者がデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の執行役員の場合

新株予約権者は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が平成55年7月18日に至るまでに、上記①又は②に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成55年7月19日から平成56年7月18日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

④ 上記①及び②にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10. に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10. に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

⑤ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設

合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

8. に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成28年10月 3 日

13. その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
第7回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 第7回 株式報酬型
新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成27年7月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (t) : 15年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 14年1ヶ月間（平成13年7月5日から平成27年7月16日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ) : 直近年度の配当総額÷上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 $(N(\cdot))$

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月18日から平成57年7月17日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当ての対象者が当社取締役の場合

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権の割当ての対象者が当社執行役員の場合

新株予約権者は、当社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が平成56年7月17日に至るまでに当社の取締役の地位を喪失した日の翌日又は当社の従業員の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日を迎えなかった場合には、平成56年7月18日から平成57年7月17日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

④ 上記①及び②にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10. に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10. に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

⑤ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象

会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
8. に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成27年7月17日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14. に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16. 新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18. 本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社
第7回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第7回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD. A. コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成57年7月17日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当ての対象者が当社又は当社子会社の取締役の場合

新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権の割当ての対象者がデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の執行役員の場合

新株予約権者は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が平成56年7月17日に至るまでに、上記①又は②に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成56年7月18日から平成57年7月17日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

④ 上記①及び②にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10. に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10. に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

⑤ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設

合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

8. に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成28年10月 3 日

13. その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社
第8回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 第8回 株式報酬型
新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成28年4月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (t) : 15年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 14年9ヶ月間（平成13年7月5日から平成28年4月14日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ) : 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 $(N(\cdot))$

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月16日から平成58年4月15日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当ての対象者が当社取締役の場合

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権の割当ての対象者が当社執行役員の場合

新株予約権者は、当社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が平成57年4月15日に至るまでに当社の取締役の地位を喪失した日の翌日又は当社の従業員の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日を迎えなかった場合には、平成57年4月16日から平成58年4月15日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

④ 上記①及び②にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10. に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10. に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

⑤ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象

会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
8. に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成28年4月15日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを14. に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

15. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16. 新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行なう。

17. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18. 本要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社
第8回株式報酬型新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第8回 株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はD. A. コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記12. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月3日から平成58年4月15日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当ての対象者が当社又は当社子会社の取締役の場合

新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権の割当ての対象者がデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の執行役員の場合

新株予約権者は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が平成57年4月15日に至るまでに、上記①又は②に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成57年4月16日から平成58年4月15日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

④ 上記①及び②にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、10. に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（10. に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

⑤ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設

合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
7. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
6. に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

8. に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成28年10月 3 日

13. その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

株式会社アイレップ
第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社アイレップ 第2回 新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 5,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

3. 各新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

4. 新株予約権の発行日

平成17年11月1日（火曜日）

5. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的たる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金50円とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成19年9月30日から平成29年9月20日まで。

7. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社取締役、監査役又は従業員の何れかの地位を保有していることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。但し、取締役会が特に認めた相続の場合は、この限りでない。

- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 新株予約権の消却事由及び条件

- (1) 新株予約権者が上記7. に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、その新株予約権を無償で消却することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は、新株予約権の全部を無償で消却することができる。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権証券

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行する。

11. 新株予約権の行使により新株を発行する場合においてその新株の発行価額中資本に組入れない額

新株の発行価額から資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、新株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げた額とする。

12. 新株予約権の行使により新株を発行する場合においてその新株に対する最初の利益配当金又は中間配当金

新株予約権の行使が10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、4月1日から翌年9月30日までになされたときは4月1日に、それぞれ新株の発行があったものとみなしてこれを支払う。

13. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権に係る義務は、株式交換の日又は株式移転の日完全親会社となる会社に承継される。但し、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株

式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使期間
上記6. に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び条件
上記7. 及び8. に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

14. 新株予約権の行使のための払込取扱銀行及びその取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店

15. その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、代表取締役に一任する。

以 上

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社
第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

D. A. コンソーシアムホールディングス株式会社 第3回 新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 4,150株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

3. 各新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

4. 新株予約権の発行日

平成28年10月3日

5. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的たる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は金60円とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成28年10月3日から平成29年9月20日まで。

7. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員の何れかの地位を保有していることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。但し、取締役会が特に認めた相続の場合は、この限りでない。

- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が上記7. に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権の行使により新株を発行する場合においてその新株の発行価額中資本に組入れない額

新株の発行価額から資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、新株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げた額とする。

11. 新株予約権の行使により新株を発行する場合においてその新株に対する最初の剰余金の配当等

新株予約権の行使が10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、4月1日から翌年9月30日までになされたときは4月1日に、それぞれ新株の発行があったものとみなしてこれを支払う。

12. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権に係る義務は、株式交換の日又は株式移転の日に完全親会社となる会社に承継される。但し、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使期間
上記6. に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得条項
上記7. 及び8. に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

13. その他

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上